

○黒滝村空き家情報バンク要綱

平成24年4月27日要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒滝村における空き家の有効活用を通して、黒滝村民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報バンク 黒滝村内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）の登録と空き家利用希望者の登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望者に情報提供を行うことをいう。
- (2) 所有者 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 申込者 黒滝村空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者をいう。
- (4) 空き家登録者 第4条第2項の規定による登録を受けた者をいう。
- (5) 利用希望者 黒滝村への定住等を目的として空き家の利用を希望する者をいう。
- (6) 利用登録者 第7条第2項の規定による登録を受けた者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(登録)

第4条 申込者は、黒滝村空き家情報バンク空き家登録申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認の上、空き家台帳に登録するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 空き家登録者は、前条第1項の規定により提出した黒滝村空き家情報バンク登録申込書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なくその内容を村長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 村長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があつたとき、又は空き家登録者から登録抹消の申し出があつたとき、又は登録日から2年を経過したときは、当該登録物件の登録を抹消するとともに、その旨を登録抹消通知書(様式第5号)により、空き家等登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年経過したものについては、改めて登録申込みをすることにより、再登録することができるものとする。当該空き家登録を抹消する。

- 2 登録者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、すぐに当該登録物件の登録を抹消する。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、黒滝村空き家情報バンク利用希望者登録申込書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録申込みがあつたときは、その内容を確認の上、空き家利用希望者台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

(利用登録者に係る記載事項の変更)

第8条 利用登録者は、前条第1項の規定により提出した黒滝村空き家情報バンク利用希望者登録申込書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なくその内容を村長に届け出なければならない。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消する。

- (1) 空き家の利用の目的等が趣旨に該当しないこととなつたとき
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (3) 申込内容に虚偽があつたとき
- (4) 利用希望者台帳の登録抹消の申し出があつたとき
- (5) 利用登録日から2年を経過した当該年度末。ただし、改めて登録申込みをすることにより、再登録した場合はこの限りではない。
- (6) 利用登録者が暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者であると認められたとき。

(7) その他村長が利用希望者台帳への登録が適当でないと認めたとき

(情報提供等)

第10条 村長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 村長は、空き家登録者及び利用登録者が行う、空き家の利用に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

4 村長は、空き家情報バンクの実施に当たり、宅地建物取引業者に対し、官民連携による空き家総合支援事業として、空き家の適正管理・定住促進を円滑かつ確実に実施する業務を委託することができる。

(個人情報保護)

第11条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による台帳に記載された個人情報の取扱いについては、黒滝村個人情報保護条例（平成25年黒滝村条例第19号）に定めるところによる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

黒滝村空き家情報バンク 空き家登録申込書

令和 年 月 日

黒滝村長 様

登録申込者 住所

氏名 印

黒滝村空き家情報バンク要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、別紙(様式第2号)のとおり「空き家情報バンク」へ登録を申し込みます。なお、申請にあたり、次の事項に同意します。

1. 権利関係及び物件情報の確認のため、空き家バンク担当課において課税資料を取得すること。
2. 地域と協働して空き家の活用及び定住を推進するため、当該空き家の立地する地域の住民自治組織と登録情報を共有すること。
3. 空き家の適正管理・定住促進を円滑かつ確実に実施するため、黒滝村の業務委託先である宅地建物取引業者と登録情報を共有し、仲介業務を実施すること。
4. 黒滝村のホームページ等広く一般に公開される媒体で物件情報を公開すること。
5. 反社会的勢力(暴力団員及び暴力団関係者で構成された団体、またはそれらの経営に実質的に関与している団体)などの構成員(過去に構成員であった者も)に該当しないこと。または、空き家バンク制度を悪用することを目的としていないこと。

(注意事項)

黒滝村では、空き家情報バンクの実施に当たり、宅地建物取引業者に対し、官民連携による空き家総合支援事業として、空き家の適正管理・定住促進を円滑かつ確実に実施する業務を委託しています。登録いただいた情報は、業務委託先の宅地建物取引業者と共有し仲介業務を実施することになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、登録有効期限は2年間(当該年度末で終了)です。

黒滝村空き家情報バンク登録カード

※名称は、事務の便宜上の名称を記入(一般には非公開)

名 称			分類	<input type="checkbox"/> 住宅と土地 <input type="checkbox"/> 土地		<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸		
物件住所地	黒滝村大字							
価 格	売却(円)			賃貸(円/月)				
物件の概要	面 積		構 造		建築年等	()年築 改修()年		
	土 地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他			放置()ヶ月・年		
					建 物	1 階	m ²	補修等の要否
	坪	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中 <input type="checkbox"/> 建替え必要		<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他				
	間取り	1 階	<input type="checkbox"/> 居間()畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 洋室()畳()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳()畳()畳()畳					
2 階			<input type="checkbox"/> 洋室()畳()畳 <input type="checkbox"/> 和室()畳()畳()畳()畳 <input type="checkbox"/> その他()					
主要施設等 への距離	<input type="checkbox"/> 村役場	km	設備状況	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> バス停	km		ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス(<input type="checkbox"/> 集中 <input type="checkbox"/> 個別) <input type="checkbox"/> その他()			
	<input type="checkbox"/> 駅	km		風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他()			
	<input type="checkbox"/>	km		水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他()			
携 帯 電 話 状 況 の 電	<input type="checkbox"/> ドコモ <input type="checkbox"/> au <input type="checkbox"/> ソフト バンク <input type="checkbox"/> その他 ()	付帯物件	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()				
			トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋				
			電 話	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> 未完了				
			駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
			こまどりケーブル	設備 <input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> 未完了 ※ケーブルテレビ(地上デジタル放送)、IP 電話、インターネットなどが利用できる光ファイバーの住宅への引き込みの有無です。				
			倉庫 ()棟	<input type="checkbox"/> 蔵 <input type="checkbox"/> 田 (m ²) <input type="checkbox"/> 畑 (m ²) <input type="checkbox"/> その他 ()				
			受付日	年 月 日	【間取図】(別紙可)			【写真】(別紙可)
登録	可・否							
登録番号								
登録日	年 月 日							
有効期日	年 月 日							
登録抹消日	年 月 日							
【地図】(別紙可)								
引き渡し	<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 年 月 日頃							
特 記 事 項								

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

第 年 月 日
年 月 日

様

黒滝村長



黒滝村空き家情報バンク登録完了通知書

年 月 日付で登録申込みのあったことについて、黒滝村空き家情報バンク要綱第4条の規定に基づき、黒滝村空き家情報バンクへの登録が完了したので通知します。

名称	登録番号	登録日	有効期限

年 月 日

黒滝村長 様

届出者 住所
氏名

印

黒滝村空き家情報バンク登録（変更・取消）届出書

黒滝村空き家情報バンク要綱第5条の規定により、次のとおり登録内容の（変更・取消し）を届け出ます。

1 登録番号 ()

2 登録変更

項目	
変更内容	(変更前)
	(変更後)

3 登録取消 (理由 :)

第 年 月 日
年 月 日

様

黒滝村長



黒滝村空き家情報バンク登録（変更・取消）通知書

年 月 日付で登録（変更・取消）の届出があったことついて、黒滝村空き家情報バンク要綱第6条の規定に基づき、黒滝村空き家情報バンクへの登録を（変更・取消し）したので通知します。

1 登録変更

登録番号 ()

変更内容 ()

2 登録取消

登録番号 ()

取消理由 ()

黒滝村長 様

空き家情報バンク利用登録申込書

黒滝村空き家情報バンク制度要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第7条の規定により、次のとおり空き家情報バンクに登録を申し込みます。

申込者	氏名	Ⓜ		年齢	
	住所				
	TEL		FAX		
	mail アドレス				
世帯構成	氏名	年齢	続柄		
・利用目的（ライフプランなど）					
<input type="checkbox"/> 定住（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
・希望する条件					
<input type="checkbox"/> 購入〔希望価格 円〕 <input type="checkbox"/> 賃借〔希望価格 円/月〕 その他の条件〔 〕					

再登録の場合は申込者欄を記入の上、してください。

（注意事項）

黒滝村では、空き家情報バンクの実施に当たり、宅地建物取引業者に対し、官民連携による空き家総合支援事業として、空き家の適正管理・定住促進を円滑かつ確実に実施する業務を委託しています。登録いただいた情報は、業務委託先の宅地建物取引業者と共有し仲介業務を実施することになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、登録有効期限は2年間（当該年度末で終了）です。

反社会的勢力（暴力団員及び暴力団関係者で構成された団体、またはそれらの経営に実質的に関与している団体）などの構成員（過去に構成員であった者も）に該当する場合、または、空き家バンク制度の悪用を目的とすることが認められた場合は、登録を抹消します。

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

黒滝村長



黒滝村空き家情報バンク登録完了通知書

年 月 日付で登録申込みのあったことについて、黒滝村空き家情報バンク要綱第7条の規定に基づき、黒滝村空き家情報バンクへの登録が完了したので通知します。
なお、当該登録事項等に変更があったときは、速やかに手続きを行ってください。

登録番号	登録日	有効期限